

射水市建設工事等に関する書類の簡素化試行要領

(目的)

第1条 富山県土木部土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき、受注者に対して提出を求めていた工事書類について提出対象書類の見直し及び電子化等を図るなど工事書類の簡素化により、発注者の監督・検査及び受注者の業務の合理化を図ることを目的とする。

(実施内容)

第2条 本市が発注する工事で、別添「工事書類の簡素化一覧表」に基づき実施するものとする。なお、実施にあたっては、富山県土木部工事書類スリム化ガイドを参考とし、受発注者で協力し、書類作成の負担軽減に努めるものとする。

(その他)

第3条 電子データ(セキュアファイル交換サービスを含む電子メール、情報共有システム等)で提出する工事書類のデータ形式は、原則、PDF形式とするが、添付ファイル等(数量計算書や図面等)については必要に応じ、その他形式でも提出できるものとする。ただし、添付ファイルの内容は監督員自ら修正は行わないこととする。

附則

この試行要領は、令和8年10月1日から施行する。

工事書類の簡素化一覧表

① 提出を要しない書類

現場代理人等届（変更届） の添付書類	発注者側で CORINS※ ¹ 等により現場代理人等の在籍確認、資格確認、現場専任確認が出来た場合。 CORINS 等で確認できない場合は提出必要。
法定福利費を内訳明示した 請負代金内訳書	入札時に提出した工事費内訳書から変更が無ければ提出不要。
施工体制台帳	発注者側で CCUS※ ² で工事現場の施工体制が確認できた場合。 ただし、下請契約書等の写しは提出必要。 確認できない場合は提出必要。
再下請負通知書	
作業員名簿	提示書類とする。
材料品質規格証明書	JIS 又は富山県コンクリート製品協会認定製品は認定マーク表示状態の 写真等確認資料に替えることができる。（監督員による材料確認は 不要）。設計図書で指定した材料がある場合は、提出必要。
工事段階確認申出書	段階確認の申出は、事前に電子メール等で監督員に予定日時、対象 工種等を連絡。監督員は「電子メール受信画面（送信者、送信日時 入）」を工事段階確認申出書として扱う。
工事履行報告書	完成月、工事中止期間中、工期が 60 日未満の場合。 当該工事が「工事監理業務委託」の対象で業務委託の月報で当該工 事の履行・進捗が確認できる場合。
軽微な場合の変更施工計画 書	軽微な変更の例 施工方法の変更を伴わない工事中の数量変更や工期末の清算変 更、工期のわずかな変更など、重要でない場合
再生資源利用計画書	発注者側で COBRIS※ ³ で確認できた場合。
再生資源利用促進計画書	
再生資源利用実施書	
再生資源利用促進実施書	

※1 工事实績情報サービス（CORINS）は、企業が受注した公共工事の実績を収集し、公共発注機関および受注企業が共に活用できるようにした工事实績情報データベースです。工事实績情報は、受注企業および従事した技術者の実績として認められ、公共発注機関は、工事・業務実績の内容確認および技術者の配置状況の確認などに利用しています。

※2 建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者の技能・経験等に応じて適切な処遇につなげることを目的に資格や現場での就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みです。

※3 建設副産物情報交換システム（COBRIS）は、建設副産物のリサイクルおよび適正な処理を行うためのシステムです。また、システム上で建設リサイクル法に基づく書類を作成することによって、記入者の負担を軽減することができます。

② 電子データによる提出を基本とする書類（紙による 提出も可）

「射水市土木工事請負契約に係る主要書類一覧表」で提出方法をデータとしているもの
その他、監督員あての書類

- ・添付書類は極力最小限とすること。

③ 改めて提出を要しない書類

段階確認 出来形管理図	段階確認、中間検査時に提出した出来形管理図、品質管理資料は、改めて提出を要しない。（完成時の管理図目次等に「段階確認参照」、「中間検査参照」と記載。） ただし、完成時までに出来形に変更が生じた管理図は、完成時に提出を要する。
段階確認 品質管理資料	
中間検査 出来形管理図	
中間検査 品質管理資料	
電子納品チェックシート	工事着手前に提出したチェックシートを用いて確認を行うため、納品時は改めて提出を要しない。
電子納品成果品	電子媒体で提出する書類は、別に紙での提出を要しない。

④ 市で定める様式と異なる様式で提出できる書類

施工体系図	市様式に代えて、表形式で提出できる。
工事履行報告書	市様式に代えて、進捗率（計画・実施）が記載された実施工程表で提出できる。

⑤ その他

発注者及び受注者は「射水市土木工事請負契約に係る主要書類一覧表」及び「工事書類スリム化ガイド（富山県土木部）」を参考として、書類作成の負担軽減に努めること。 データや既に紙媒体で提出されている書類で新たに紙媒体が必要な場合は、監督員が出力すること。
--

【令和 8 年 10 月 1 日適用】